路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百二十九号　沖縄県中頭郡西原町字小那覇御殿原六八七番四から同町字東崎二二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所
供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○沖縄総合事務局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡北谷町字吉原西宇地原一一九八番一から同町字北谷西前田原二〇一番一まで	前	三〇・九〇～六三・二〇メートル	〇・六七一キロメートル
	後	三〇・九〇～八七・五〇メートル	〇・六六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡中城村字奥間桃原二三五番二から同村字津覇勢理原二二〇番まで	前	一七・六〇～二六・六四メートル	〇・三九九キロメートル
	後	二〇・六〇～三〇・八三メートル	〇・三九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字新里運座原六〇五番三から同市佐敷字新里運座原五二七番まで	前	一四・一〇～三七・五〇メートル	〇・一六六キロメートル
	後	一三・六〇～二五・〇〇メートル	〇・一六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県沖縄市久保田三丁目二三九番から沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原屋宜原二四五番七まで	前	三〇・〇〇～三九・五〇メートル	〇・四四六キロメートル
	後	三〇・〇〇～四九・四〇メートル	〇・四四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字新里運座原六〇五番三から同市佐敷字新里運座原五二七番まで	前	一四・一〇～三七・五〇メートル	〇・一六六キロメートル
	後	一三・六〇～二五・〇〇メートル	〇・一六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百三十一号　南城市佐敷字新里桃原八四五番二から同市佐敷字新里運座原五二七番まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所
供用開始の期日　平成二十六年六月三十日